

平成24年度

制度・予算に関する要望書

平成23年7月

社団法人 日本歯科医師会

はじめに

わが国の、世界に類を見ない速度で進行する高齢化、および少子化へ対応した社会保障制度の再構築と財政の健全化に向けた議論が進む中、3月11日に発生した東日本大震災からの復旧復興という、まさに喫緊の大きな課題が加わり社会は一変しました。日本歯科医師会では、被災地の歯科医師会と連携して、避難所等への歯科医療や口腔ケアおよび支援物資の提供、さらには身元不明者の個人識別に努めてまいりました。

被災地では、復興に向けて地域のあり方が問われ、改めて人々の絆や支え合いが極めて重要であることを世界に知らしめました。また医療提供という観点からは、地方行政を含め、医療・介護・福祉に係る多職種間の連携が平時において構築されていなければ、実際には被災時の医療連携はとり難いことが再確認されました。

その意味からも、医療と介護の一体的提供を目指し、病院や施設の入所者や在宅の患者に対して、必要な歯科医療やケアをいかに円滑に提供できるかが、診療報酬と介護報酬の同時改定に向けた大きな課題となっています。

われわれ歯科医師は、口腔の機能を維持・増進することにより、「食べること」や「会話を交わすこと」といった国民の生活や生きがいを支え、さらに健康寿命を延伸することや介護度の軽減に寄与することを責務と捉え、その役割を今後も果たしてまいります。しかしながら、その履行のためには、国の制度改正および財政措置による後押しが必要不可欠であります。

ここに、歯科保健・歯科医療にかかわる平成24年度制度および予算についての要望書を提出致しますので、その実現のために特段のご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

要望項目

I 歯科医療の充実・確保についての要望

1. 国民皆保険制度の堅持と充実について……………1
2. 歯科診療報酬の充実と財源確保について……………1
3. 院内感染対策の充実強化・医療安全対策への対応について……………1
4. 共通番号制度とレセプトの電子化について……………1
5. 歯科医療機器の新規開発への助成及び保険償還価格の
適正な見直しについて……………2
6. 医療計画における歯科医療の役割について……………2

II 生涯を通じた歯科保健対策の充実・確保についての要望

7. 8020運動のさらなる推進について……………2
8. 歯科口腔保健法（仮称）について……………3
9. 歯科と食育の連携強化について……………3
10. 健康増進法における歯周病予防対策の充実について……………3
11. 特定健診（メタボリックシンドローム対策）に相当する
新たな成人歯科健診の導入について……………3
12. 全労働者を対象にした歯科健診の導入と
産業歯科医の法制化について……………3
13. 「健康日本21」における歯科保健の位置づけについて……………4

III 高齢者に対する歯科保健対策と在宅歯科医療の充実についての要望

14. 介護予防における「口腔機能の向上」の推進について……………4
15. 総合的な在宅歯科医療の推進について……………4

IV 歯科医療従事者の養成・確保等についての要望

16. 歯科医師の質の確保及び適正な供給のための環境整備について……………5
17. 歯科衛生士及び歯科技工士の養成について……………5
 - 1) 歯科衛生士の養成について……………5
 - 2) 歯科技工士の養成について……………5

V その他の事項についての要望

18. 口腔機能と全身的な健康状態の関係についての
研究の推進について……………6
19. 医系（歯科）技官の配置について……………6
20. 身元確認に必要な資器材等の整備の充実とIT化の推進……………6
21. 災害時優先電話の活用……………7
22. 震災関係に関する要望……………7

I 歯科医療の充実・確保についての要望

1. 国民皆保険制度の堅持と充実について

社会保険医療制度は、国民生活の基盤を健康面から支える社会保障の中核を担う制度であり、その充実が国民の強く求めているところです。そのためには国民皆保険制度を堅持し、その円滑な運用を推進することが不可欠であり、それは「国民の生活を支え、国民の健康寿命の延伸に寄与する歯科医療」を、社会的責任をもって提供する歯科医師の全国組織である日本歯科医師会の使命であります。

国民皆保険制度の円滑な運用には、フリーアクセス、現物給付と出来高払いの三原則が不可欠であり、その財源は、保険料と国民が納付する税（国家予算）の適切な投入によって運営されるべきと考えます。

東日本大震災の復旧・復興対策が急がれる一方、この機会にこそ国民が如何なる状況にあっても安全で安心な医療を受けられるための「強い社会保障制度」の構築に向けての議論を行うことが必要です。

我が国の患者の一部負担金割合は先進国と比較して高く、既に公的医療保険制度と呼べる水準ではありません。経済的理由等から受診抑制が起きないように、国民の立場に立った患者の一部負担金割合の引き下げを引き続き要望いたします。

2. 歯科診療報酬の充実と財源確保について

国民の生活と生き甲斐を支え、生命と健康を守っていくために、口腔の健康の保持の推進を図り、安全で安心できる歯科医療を提供するには、歯科医療機関の経営基盤の安定が不可欠です。

しかし、これまでの長きに亘り、歯科医療を余りに低く評価し続けた結果、歯科医業経営は既に限界まで圧迫され、歯科医業の継続を困難にしかねない極めて厳しい状況に陥っております。

急激に進んだ我が国の少子高齢社会においては、国民の口腔の健康を通して全身の健康維持、QOLの維持・改善に貢献し、国民生活を支える歯科医療を安定的に提供し、その推進を図るために歯科医療機関の経営健全化が不可欠です。

また、特に今回の大震災により、多くの住民が長期間、避難所等の困難な生活環境を強いられる状況にあっては、高齢者や有病者等に対する口腔ケアや在宅歯科医療の円滑な提供が極めて重要であり、そのための仕組みの見直し、評価の充実が強く求められます。

このようなことをしっかりと認識し、技術料重視の歯科診療報酬の充実と必要財源の確保を図られるよう、日本歯科医師会は強く要望いたします。

3. 院内感染対策の充実強化・医療安全対策への対応について

医療安全体制における院内感染対策は、医療の安全・安心確保に不可欠です。医療の安全の確保のためには、人・物・施設の観点からの取り組みが必須であり、医療従事者（人）の教育にも、消耗品や設備・備品（物・施設）の調達にも少なからぬ費用を投じています。そこで、歯科診療所の規模、機能に応じた①院内感染対策の充実強化のための整備、②医療従事者の研修、③院内感染にかかわる報告制度等への予算措置を要望いたします。

4. 共通番号制度とレセプトの電子化について

現在、「社会保障・税に関わる番号制度」に関する論議が行われており、「社会保障・税番号要綱」の中で、社会保障分野における諸手続が「番号」の利用範囲として挙げられています。また、個人がマイ・ポータルを通じて、情報保有機関が保有する自己の「番号」に係る個人情報の確認ができることとするとも記載されています。

レセプトを含め、医療に関する情報は極めて機微な個人情報であり、これが情報漏え

い、不正利用された際の影響は計り知れないものがあります。「社会保障・税に関わる番号制度」における情報連携、個人が自らの医療情報を管理運用する方策等の電子化された医療情報を取り扱う諸施策に関しては、厳格な制度設計、セキュリティ等の環境整備、法整備が不可欠であるものとともに、国民、関係者と十分議論を図り、コンセンサスを形成の上、導入されるよう要望いたします。

また、医療情報の一つであるレセプトの電子化について、歯科医療機関では 30%程度の普及率に留まっています。今後のレセプトの電子化推進に対し、積極的に取り組む医療機関に対しては、歯科医業の経営困難な中で新たな導入コスト及び運用コストを要することから、これらの費用を助成する予算措置を要望いたします。

5. 歯科医療機器の新規開発への助成及び保険償還価格の適正な見直しについて

歯科医療機器および歯科用医薬品の歯科市場は医科の市場と異なり多品目少量生産であることから、開発コストに対し企業利益が少なく、また、歯科医療に必要な製品の開発が進まないだけでなく、必須の医療機器や医薬品の生産が中止されることがあります。必要な製品が安定確保されるよう業界全体を活性化する制度づくり、イノベーションを促進するための治験体制の整備及び新規器材の開発費等への助成を要望いたします。

さらに、保険診療にも用いられる貴金属材料は素材価格変動が大きいため安定供給と価格変動により医療現場が混乱します。安価で価格変動のない代替材料の開発が急務であることから、開発に関し国の財政等の支援を要望いたします。

また、同様に歯科用医療材料等は原油価格や世界経済の動向によって大きく変動し、そのため、市場価格と保険償還価格に差が生じ、医療現場に混乱をもたらします。このような現状が是正されるよう、特定保険医療材料について保険償還価格の適時適正な見直しを要望いたします。

6. 医療計画における歯科医療の役割について

都道府県における医療計画の見直し等が進む中、4 疾病における糖尿病健康手帳が改変され、糖尿病連携手帳がリニューアルされた際に、糖尿病の 6 番目の合併症に歯周病が明記され、がん連携においては、国立がん研究センターと関東 5 都県との連携など、各地各所で、歯科との連携が進んでいます。

今回の東日本大震災においても、医療計画における災害医療における歯科の役割が明示されていないことが、初動時、行政との連携に遅れがあったことは否めません。

医療計画における連携をさらに推進するためにも、歯科医療の役割を明確に、具体的に示してゆくことを求めます。

II 生涯を通じた歯科保健対策の充実・確保についての要望

7. 8020運動のさらなる推進について

歯科保健対策として、幼年期から老年期にいたる生涯を通じた歯科保健施策を推進するためには、「健康日本 21」の中間評価の成果を踏まえ「健康増進法」の主旨に沿ったより積極的で広範な健康づくり運動を実践することが重要です。また、近年の調査研究から、8020 達成者の健康度の高さ等、口腔と全身との密接な関連が各分野から示唆されています。8020 運動推進特別事業は平成 18 年度から統合補助金化されましたが、平成 24 年度においても継続して本事業が実施できるよう、また、平成 21 年度の事業内容の見直しにより、住民を主体とした積極的な地域密着型の事業展開が困難な状況になっております。平成 23 年度においては事業の具体的事例が示される等、一定の事業の柔軟性が確保されましたが、より一層、地域歯科保健活動の目指すべき主旨に合致した十分な予算を確保されるよう要望いたしますとともに、都道府県が実施するにあたり地域の特性を生かした柔軟な対応ができるよう、要望いたします。

8. 歯科口腔保健法（仮称）について

口腔の状態と全身の健康との関連が明らかになりつつあります。現在、法的基盤としては母子保健法、学校保健安全法、健康増進法において「歯科」に関する事項が記載されていますが、口腔保健に関して全てのライフステージを網羅する法律が未整備の状態です。周産期から高齢期にいたる生涯に一貫した口腔の健康の維持のために、既存の法律との関連性を保ちつつ、全ての国民を対象とする歯科口腔保健法（仮称）の制定を目指し活動しております。この法律の早期の制定により、より充実した歯科保健に関する事業が推進されることを要望いたします。

9. 歯科と食育の連携強化について

平成17年に「食育基本法」が制定され、また、本会においてはかねてより歯科と食育の係わりについて検討・対応を進め、平成20年度からは厚生労働省においても「歯科保健と食育の在り方に関する検討会」が設置され、平成21年7月には報告書もとまとめられ、「噛ミング30」という新しいキャッチフレーズも提唱されました。さらに、平成23年度からの第2次食育推進計画では、歯科保健医療と食育の関連がより一層明確化されております。今後、各分野の連携を進展させる基盤づくりの整備を要望いたします。

10. 健康増進法における歯周病予防対策の充実について

歯周病は、生活習慣病予防と介護予防の双方にかかわる有病率が高い疾病であり、歯周病予防対策の充実を要望いたします。歯周疾患検診は、40歳、50歳、60歳、70歳の節目検診として、これまでの老人保健事業から平成20年度からは健康増進法に基づき実施されていますが、再発しやすく、40歳より若い年齢層を含め、年1回以上の検診を受診可能とする制度改正及び検診後の保健指導体制の整備を要望いたします。

11. 特定健診（メタボリックシンドローム対策）に相当する新たな成人歯科健診の導入について

平成17年9月の厚生科学審議会の中間報告において「メタボリックシンドロームの予防のための施策の一環として、歯周病予防についても取り組むことが重要である」と明文化されているように、糖尿病や循環器疾患等と口腔疾患の関係については周知されています。また、生活習慣病対策の基本課題とされる「肥満」に対し、誰もが容易に実践できる「噛む」ことの重要性とその効果が確認されています。8020運動は既に20年以上にわたり、様々な角度からメタボリックシンドロームへの対応の可能性を示してきました。地域社会に満遍なく展開する組織化されたプライマリ医療の担い手としての歯科医師の果たせる役割は大きいと確信しています。本会においては、新たな成人歯科健診の在り方についてモデル事業結果を踏まえ、「標準的な成人歯科健診プログラム・保健指導マニュアル」を作成し、周知・普及に努めています。今後、特定健診同様、高齢者及び障がい者を含めた成人歯科健診の実施が確たる制度として取り入れられるよう、要望いたします。

12. 全労働者を対象にした歯科健診の導入と産業歯科医の法制化について

事業所における歯科健診は有害業務に従事する労働者に限られていますが、労働安全衛生法の労働者の心とからだの健康づくり（トータルヘルスプロモーションプラン）の施策の中での口腔保健の充実のため、全労働者を対象にした歯科健診を導入するよう要望いたします。

また、海外派遣労働者の増加に伴い、海外派遣労働者の歯科保健についての研究と派遣前労働者への歯科健診の導入を要望します。全身と口腔の関係が明確になってきている昨今、労働者を対象とする歯科健診の実施は重要であると考えます。併せて、産業歯科医の法的位置付けの確立を要望いたします。

13. 「健康日本21」における歯科保健の位置づけについて

「健康日本21」中間評価（平成19年度）において、「80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合」が、25.0%となっており、目標値である20%以上を上回る結果となっております。また、「平成21年国民健康・栄養調査」においては、「75～84歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合」は26.8%となっております。このことは、自分の歯を有することが全身の健康に寄与していることが、広く国民に認識されてきており、自らの健康に関心を持っている国民が増加しているという結果であると考えられます。

しかしながら、このことは、未だ国民の75%近くは、高齢期に自分の歯を失くしており、健全な生活を送ることができていないという結果でもあります。

高齢期になっても自分の歯を有するためには、学童期・成人期から自分の歯の状態について、留意していく必要があります。

今後の「健康日本21」の見直しにおいては、全ての国民が「食物を美味しく食べ、楽しく会話し、笑顔で生活を送る」ことを期した8020運動、同運動による健康長寿社会の推進が望まれるため、引き続き歯科保健の位置づけを明確にさせていただくよう、要望いたします。

Ⅲ 高齢者に対する歯科保健対策と在宅歯科医療の充実についての要望

厚生労働科学研究により、口腔保健と高齢者のQOL、ADLとの関係、要介護高齢者の誤嚥性肺炎予防に果たす役割等、口腔保健と全身的な健康状態の関係が明らかにされてきています。これは同時に、要介護高齢者を含めた高齢者に対する適切な歯科保健対策と安全な歯科医療の充実が重要であることを示しています。平成20年度から実施された「歯の健康力推進歯科医師等養成講習会」ならびに「在宅歯科診療設備整備事業」、及び平成22年度より実施されている「在宅歯科医療連携室整備事業」について今後も継続して実施できるよう予算確保を要望するとともに、下記施策の更なる推進・充実を要望いたします。

14. 介護予防における「口腔機能の向上」の推進について

平成18年度に介護保険制度に地域支援事業が創設され、「口腔機能の向上」が選択メニューとして実施されています。口腔機能の管理は食物の摂取にとどまらず、誤嚥性肺炎の予防や全身の機能回復、QOLやADLの維持・向上に重要です。平成21年度改定において「口腔機能向上加算」の医療と重複する部分の範囲及び評価の見直し、「口腔機能維持管理加算」の新設等一定の評価を得られましたが、要介護者・要支援者に対する口腔機能向上を含めた口腔ケアの重要性が高まっている現状を踏まえ、制度の普及及びケアマネジメントの研修等の充実による質的向上に向けた、より一層の支援策と体制整備を要望いたします。また、施設通所が困難な要支援者に対する「口腔ケア」が行えるような制度の構築についても要望いたします。

15. 総合的な在宅歯科医療の推進について

歯科医療は、「食」や「会話」という人間の生活の根幹にかかわる医療、すなわち「生きる力を支援する生活の医療」として位置づけられるものです。とりわけ在宅療養中の高齢者に対しては、誤嚥性肺炎や低栄養の予防をはじめ全身状態の維持にも重要である継続的な口腔管理を促すことが必要です。高齢者が地域での療養生活を安心して送り、健康寿命を延伸するためには、地域における医療関係者が相互に協力し、医療連携を踏まえた口腔機能の維持管理を含む「在宅歯科医療連携室整備事業」等在宅歯科医療推進のための諸制度のより一層の普及・促進を要望いたします。

IV 歯科医療従事者の養成・確保等についての要望

1 6. 歯科医師の質の確保及び適正な供給のための環境整備について

現在も歯科医師数が増加し続けている状況について、これまでの日本歯科医師会の歯科医師需給に係る取り組みにより、大学入学定員数の適正化に向けた文部科学省・厚生労働省の理解が得られ、さらに平成 20 年 11 月に本会から両省へ提出した要望書の内容に沿った対応が為されているものと思います。

歯科医師の質を確保する上で、歯学部入学者の定員削減が不可欠であり、さらには平成 20 年度より急激に進んでいる歯学部受験離れの現状について、根本的な歯学教育のあり方に踏み込んだ検討をする必要があります。また、社会の少子高齢化等、歯科医療を取り巻く環境変化に対応できるような卒業教育・臨床研修の充実について、国家試験のあり方も含めて検討する必要があるものと考えます。

以上を踏まえ、「歯科医師の質の確保」を論点として、下記の要望をいたします。

- (1) 歯科医師数の過剰により発生する諸問題を回避し、歯科医療の質を確保するためには、歯科医師数の適正化は必要不可欠です。したがって、従来の歯学部入学定員の削減計画を粛々と継続実施されることを要望いたします。
- (2) 但し、上記(1)について大きな障害となる、私立歯科大学(歯学部)の経営上の問題に対しては、国の財政措置を含む支援策の実施を要望いたします。
- (3) 歯科医師国家試験の充実は、歯科医師の質の確保にとって大きな意味を持ちますが、国家試験は選抜試験ではなく、あくまで資格試験であるため、合格基準のハードルがその理念から逸脱することがないように、要望いたします。
- (4) 国家試験が資格試験であるための前提として、入学時の選抜、共用試験(CBT、OSCE)の位置付け、参加型実習、卒業といった一連の歯学教育に向けて国策的対応を要望いたします。

1 7. 歯科衛生士及び歯科技工士の養成について

1) 歯科衛生士の養成について

全身の健康と口腔ケアの関わりについてエビデンスが高まり、歯科保健医療を支える歯科衛生士の役割がますます重要となってきています。資質の高い歯科衛生士を安定的に確保し、国民に良質な歯科保健医療を提供するために下記のとおり要望いたします。

- ① 歯科衛生士学校・養成所は平成 22 年に 3 年制以上に完全移行しましたが、平成 22 年度の入学定員に対する入学者数の割合は 85%で、57%の学校・養成所が定員を満たしていない状況であり、平成 23 年 3 月においても 4 校が閉校、閉科され、現在 152 施設になっています。少子化のなかで有能な歯科衛生士を養成するために、現在看護師等の養成・確保対策として行われている看護師等修学資金貸与事業、看護師等養成所運営事業に対する国の補助金制度を歯科衛生士の養成についても適用されることを要望いたします。
- ② 歯科衛生士は、出産、育児、介護等によってやむなく離職することが多く、また、一方では少子化によって志願者の増加が困難な状況にあります。歯科衛生士の人材確保の観点から、未就業の歯科衛生士が再就職できる支援体制の整備を要望いたします。
- ③ 食べ方や噛み方を通じた食育支援、高齢者等に対する摂食嚥下機能訓練も歯科衛生士の役割として注目されており、これらの教育拡充に関わる予算措置を要望いたします。

2) 歯科技工士の養成について

国民に安全・良質な歯科技工物を安定的に供給できる資質の高い歯科技工士を養成していくことが望まれますが、歯科技工士学校への入学志願者は減少し、入学者数は 10 年間で約 2,800 人から約 1,300 人まで激減しています。平成 23 年度の入学定員に対する入学者の割合は 71%で、70%以上の学校が定員割れを生じています。近い将来には歯科医療を支える歯科技工士の確保は極めて困難となることが懸念されるため、下記のとおり

要望いたします。

- ①少子化や経済不況においても有能な歯科技工士を安定的に確保し、養成するために、現在看護師等の養成・確保対策として行われている看護師等修学資金貸与事業、看護師等養成所運営事業に対する国の補助金制度を歯科技工士の養成についても適用されることを要望いたします。
- ②国民に対して安全・良質な歯科医療を安定的に提供していく観点から、歯科技工士の人材確保の施策と適正な需給バランス及び就業環境に対する調査研究を要望いたします。
- ③歯科技工士が本来の国家資格として位置付けられ、歯科医療の一翼を担う専門職としての使命を発揮するためには、国家試験の全国統一化が必要不可欠であり、早急に統一試験が実施されることを要望いたします。

V その他の事項についての要望

18. 口腔機能と全身的な健康状態の関係についての研究の推進について

口腔は、全身の健康保持に重要な役割を果たしていることが、平成8年度からの長期的、継続的な「口腔保健と全身的な健康状態の関係についての研究事業」等により明らかにされてきています。生涯にわたる国民の健康の保持・増進のためには、糖尿病等をはじめとする全身的な健康状態と口腔機能の関係をより明らかにする必要がありますので、引き続き厚生労働科学研究費における歯科保健医療関連の研究の充実と研究に関する予算措置を要望いたします。

19. 医系（歯科）技官の配置について

健康増進法に対応するためにも健康局に「歯科保健を担当する課」を設置するとともに、厚生労働省として歯科保健医療を統括する政令職または省令職の設置を要望いたします。また、歯科保健医療対策の充実のため適切な人材確保につとめ、現在医政局歯科保健課、保険局医療課、健康局に配置されている医系（歯科）技官の増員を要望いたします。さらに、今後とも多様化する歯科行政への対応のために大臣官房厚生科学課、医薬食品局審査管理課、老健局老人保健課、雇用均等児童家庭局母子保健課、労働基準局安全衛生部労働衛生課等に医系（歯科）技官の専従の配置を強く要望いたします。

さらに、今回の東日本大震災に関連し、被災地における歯科保健医療の重要性があらためてクローズアップされております。国レベルにおける復興関連省庁への新たな医系（医科及び歯科）技官の配置のみならず、都道府県行政においても医系（歯科）技官が確実に配置されるよう、強く要望いたします。

20. 身元確認に必要な資器材等の整備の充実とIT化の推進

警察歯科医は、事件・事故時における身元確認のほか、大規模災害時における身元確認においても重要な役割を担っており、平成21年度には歯牙鑑定謝金（国費）が整備され、平成22年度には海上保安庁との間で協定書の締結を結び、海上保安官が取り扱う死体の身元確認等の目的で行う歯牙鑑定のための歯科医師の現場への立会い等に関して整備され、改めて警察歯科医活動について社会的に認めていただいたところであります。

本会といたしましては、全国各地で発生した事件・事故等において身元が判明していないご遺体について一刻も早く身元を特定し、ご遺族の元におかえしすべきと考えておりますが、各都道府県警察、各管区海上保安部等におけるデジタルレントゲン等の鑑定用資器材の配備状況が各地区一律でないことや、配備が整っていない場合も見受けられ、迅速に対応できないことがあり得ます。

したがって、各都道府県警察、各管区海上保安部に十分な鑑定用資器材が配備されるよう要望いたします。

また現在、より正確かつ迅速な身元確認を行う手段として、IT技術を活用した機器や

システムの研究開発が各大学等で行われているところであります。

とりわけ歯科所見を含めた身元確認検索システムの開発および統一化について、国の主導的な関与と財政的な支援を賜わりますよう併せて要望いたします。

21. 災害時優先電話の活用

大規模災害発生時において、緊急歯科医療や避難所での口腔ケアに至るまで、歯科医療が国民の生命の維持、健康の維持のため、重要な役割を担っています。

また、このたびの東日本大震災においては、津波により瞬時に尊い命が奪われ、発災直後から身元不明遺体が多数発生したため、歯科所見による身元確認作業に従事するために多くの歯科医師が出動しており、本会では、歯科医療関係機関について各行政、警察、海上保安庁、自衛隊等との情報共有を迅速に行っているところであります。

しかしながら、大規模災害時には通信網が混乱、錯綜し、歯科医師会としての機能が十分に果たせない状況もあることから、総務省の電気通信事業法施行第56条第一号の規定に基づき、総務大臣が指定する災害救助機関に都道府県歯科医師会、郡市区歯科医師会についての指定を得て、災害時における優先電話が円滑に活用できるよう要望いたします。

22. 震災関係に関する要望

- (1) 避難所、仮設住宅等における健康保持増進対策として、医療・介護ニーズに関する情報システムの整備および医療派遣、物資補給などへの継続的支援を要望いたします。
- (2) 被災した歯科医療機関の再建のための国の継続的な財政的支援（既存施設の修繕や機材の再取得等に対する補助並びに二重債務問題への対応）を要望いたします。
- (3) 被災地復興に向けて、病院や老人保健施設を中核とする「地域包括ケアシステム」の導入における歯科医療機関を位置づけることを要望いたします。
- (4) 歯科所見による身元確認に活用する検索ソフト開発および全国統一化への財政的支援、さらに身元確認の精度向上および円滑化に資するための歯科所見の保管に関する研究への助成を要望いたします。